

令和6年2月27日（火）13時30分～

交通政策審議会 海事分科会 第168回船員部会

【岩下労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第168回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の岩下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はウェブ会議システムを併用しての開催としております。リモートでご参加の委員がいらっしゃいますので、ウェブ会議の操作方法についてご案内させていただきます。

カメラ、マイクの通信はOFF（マークにスラッシュが入った状態）のままで、ご発言される際のみカメラ、マイクをONに、発言が終わりましたらカメラ、マイクをOFFにさせていただきますようお願いいたします。ご発言時以外にカメラ、マイクがONの状態の方がいらっしゃいますと、通信状況が不安定になったり、回線が切れたりしてしまうおそれがございます。ご発言終了時にはカメラ、マイクを必ずOFFにさせていただくようお願いいたします。

また、傍聴者等の方々については、円滑な会議運営のため、映像、音声を拾わないよう、カメラ、マイクを常に切った状態で傍聴をお願いします。

その他ご不明な点、映像や音声通話に不具合が生じた場合は、事前にお伝えしている事務局の緊急連絡先までご連絡ください。

本日は、委員及び臨時委員総員18名中16名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本日の資料につきましては、会場にご出席されている委員の皆様には、席上に配付をさせていただきます。また、リモートでご参加の委員におかれましては、事前にお配りした資料をご覧ください。資料は62ページ物で、各ページの右下に通し番号を振っておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

野川部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、早速議事を進めてまいります。

議題1の審議事項である「令和6年度船員災害防止実施計画について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

【田口産業保健企画官】 産業保健企画官の田口です。資料に基づいてご説明いたします。4ページをご覧ください。まず、船員災害防止実施計画の位置づけについてご説明いたします。

「はじめに」をご覧ください。船員災害防止実施計画は、船員災害の防止に寄与することを目的とし、2023年度から始まる5か年の第12次基本計画の実施を図るため、2024年度の減少目標、重点を置く船員災害の種類、主要対策事項、その他重要事項を定めるものです。以降、概要に基づき説明いたします。

33ページをご覧ください。今回、第11次基本計画の最終年度である2022年度のデータが明らかになったため、第11次基本計画の最終実績、5か年度分の年度平均を算出しています。左から3つ目の列が、第11次の目標である年度平均発生率です。右から4つ目の列が、第11次の年度平均発生率の最終実績です。これを比べると、第11次基本計画における最終実績は、死傷災害の漁船、上から2つ目、その影響を受けての全体、上から3つ目を除くと、目標である年度平均発生率を下回っており、減少目標を達成しています。また、2022年度単年度では、いずれも第11次基本計画の減少目標を達成しています。

32ページをご覧ください。左上の1. 船員災害の減少目標についてです。ただいまご説明した発生実績、また第12次基本計画期間のデータが出ていないことを踏まえ、2024年度における減少目標については、令和5年度に引き続き、第12次基本計画の目標と同一の減少率を目標としてはどうかと考えています。

次に2. 重点を置く災害の種類についてですが、2022年度の発生状況を踏まえて設定としてはどうかと考えています。

2022年度の種類別発生状況については、34ページをご覧ください。ページ左側が死傷災害の種類で、右側が疾病の種類です。死傷災害では転倒、挟まれ、動作の反動・無理な動作、転落・墜落が約60%を占めています。また、死亡・行方不明となった死傷災害のうち、海中転落が約60%を占めています。疾病では、生活習慣病に関連するものが約40%を占めています。以上を踏まえ、この赤枠で囲んだものを重点としてはどうかと考えています。

それでは、32ページにお戻りください。3. 主要対策についてですが、第12次基本

計画で定めた主要対策を引き続き推進していきますが、新規事項が下線部となりますので、ご説明いたします。

(1) の作業時中心については、係船設備点検保守が新規事項です。これは、2024年1月にSOLAS条約が改正され、係船索を含む係船設備の点検及び保守が強制化されたことを踏まえ、事故防止のための措置が取られるよう、IMO制定のガイドラインなどを引き続き周知するものです。

海中転落・海難については、小型旅客船特定教育訓練が新規事項です。これは、2022年4月に発生した知床遊覧船事故を踏まえ、「小型旅客船の乗組員に対する特定教育訓練のガイドライン」及び教材ひな形を活用し、小型旅客船の船舶所有者に対し、船舶の航行する海域の特性に応じた操船に係る教育訓練等が適切に実施されるよう周知を行うものです。

(2) の健康確保、ハラスメントについては、実態把握が新規事項です。これは、4月に施行された産業医など4つの健康確保に関する制度について、施行後の実施状況を把握するものです。

感染症予防については、便覧・教本の充実が新規事項です。これは、新型コロナウイルスの経験を踏まえ、船舶所有者が感染症予防対策を徹底できるよう、日本船舶医療便覧、衛生管理者教本の内容の充実を図るものです。

4. その他重要事項についてですが、記載事項にあるとおり、自主的かつ組織的な安全衛生活動の取組を推進したいと考えています。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

また、本日のご審議後にご意見などがございましたら、遅くとも3月8日までに書面に事務局までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。本日はウェブ会議システムとの併用会議ですので、発言は私の指名の上で行っていただきます。リモートで参加の委員におかれましては、発言を希望される時は、カメラ、マイクをONにして「部会長」とご発言いただき、私より指名がありましたら、ご自身の氏名をおっしゃった後に発言をお願いいたします。

また、会場にご出席されている委員におかれましては、発言を希望される場合は挙手をしていただき、私より指名がありましたら、お手元のトーク（TALK）ボタンを押し、

ご自身の氏名をおっしゃった後にご発言をお願いいたします。ご発言が終わりましたら、再度ボタンを押して、マイクをOFFとしていただきますようお願いいたします。

それでは、本件につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 遠藤です。よろしくお願いいたします。今、説明いただきました32ページの3の主要対策のところの(2)疾病防止対策の、通し番号で10ページのところに関係してくる対策で、感染症予防対策で、日本船舶医療便覧、それから衛生管理者教本の内容の充実を図るというご説明があったわけなんですけれども、当然これにつきましては充実を図っていただきたいと思っておりますが、新しく日本船舶医療便覧、それから衛生管理者教本が改定されるとの理解でいいのかどうかということと、それから、改正されるのであれば、時期的なものはどれぐらいを考えているのか、想定しているのかというところを教えていただければと思います。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。事務局、お願いいたします。

【田口産業保健企画官】 ご質問ありがとうございます。ただいまのご質問について回答いたします。

日本船舶医療便覧、衛生管理者教本について改定されるのかというご質問ですが、日本船舶医療便覧は日本海員掖済会、それから、衛生管理者教本については船員災害防止協会が編集をして、国土交通省は監修という形で関わっていくことになります。日本海員掖済会、船員災害防止協会からは、これを改定する方向で進めていると聞いております。

次にご質問があった時期についてですけれども、この日本船舶医療便覧と衛生管理者教本の内容の充実については、1月に別途開催しております衛生用品表ワーキンググループでも議題になったところです。そこでは、告示改正、公布を7月を目指すというお話になっていたと思うんですけれども、その7月までには間に合わないと聞いております。日本海員掖済会、それから船員災害防止協会からは、間に合わないけれども、速やかに改定の準備を進めていきたいというふうに承っております。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

木上委員、お願いします。

【木上臨時委員】 大日本水産会、木上です。よろしくお願いします。

ご説明ありがとうございました。32ページの3. 主要対策の(1)死傷災害防止対策のところ「漁船」とあります。船内設備・作業方法等再検討ということで、これは第12次基本計画をそのまま引き継いだということで示されていると思うんですが、実際に34ページに、死亡・行方不明となった死傷災害の種類で、海中転落が6割を占めているというお話がありまして、漁船で死傷災害防止ということで、死傷災害、やっぱり海中転落が多いという認識なんです。漁船の船内設備と作業方法の再検討は、これは必要だと思うんですけども、具体的に海中転落を防止するのに有効な対策というのは何かほかにないでしょうかという質問でございます。よろしくお願いします。

【野川部会長】 お願いいたします。

【田口産業保健企画官】 回答いたします。

海中転落、海難の関係ですけれども、今回の実施計画におきましては特に新たな対策というものは入っていないんですが、水産庁のほうでも、漁業現場における作業安全の確保を図るために、漁船の安全操業に関する取組について普及促進に努めていくということ聞いております。

【野川部会長】 木上委員。

【木上臨時委員】 ありがとうございます。水産庁のホームページの紹介がこの冊子にもあったかと思えますけれども、やはり救命胴衣の着用とか、そういう基本的なところを漁船にしっかりと定着させるということが大事かなと考えておりまして、その辺の対策を入れ込めたらいいかなと思っております。

【野川部会長】 お願いします。

【田口産業保健企画官】 回答いたします。

8ページに具体的な内容があるんですけども、②「海中転落・海難による死亡災害防止対策」の1つ目のポツのところに、作業用救命衣の適切な使用を徹底するというふうに書いておりまして、これは特に漁船と書いておりませんが、両方に共通する対策となっております。

【野川部会長】 木上委員。

【木上臨時委員】 それはそれで分かりますが、この計画の概要の中で、「漁船」の中にライフジャケットの記述を、着用ですか、その上の救命胴衣着用というところと重複する

のがいいのかどうか分からないんですけど、漁船のライフジャケットの着用というのをもうちょっと義務づけていかなきゃいけないので、その辺をちょっと記述を強くしていただければありがたいと思っています。

【野川部会長】 いかがでしょうか。何かコメントはございますか。

【田口産業保健企画官】 かしこまりました。漁船における死傷災害対策についても、②で記載があるけれども、念入りに記載をしてはどうかというご提案と受け止めましたので、検討していきたいと思います。

【木上臨時委員】 ありがとうございます。水産庁ともご相談の上、よろしく願いいたします。

【野川部会長】 ありがとうございます。

これ、ちょっと私からも確認ですけれども、漁船の場合、船員法適用下でない船舶、漁船が大量にありますよね。そのときに、こういった防災対策については、水産庁と国交省の海事部局とではどのように連携して、統一化されているんですか、システムとして、それとも。それはいかがでしょうか。

【田口産業保健企画官】 ただいまちょっと即答できなくて申し訳ないんですけども、この実施計画をつくる際には水産庁と連携はしておりますので、船員法の適用外のところは水産庁が実施しているかと思います。

【野川部会長】 せっかくこの基本計画をつくって、そこには船員、漁船員を中心とした転落防止等もあるわけですよ。だけど、管轄する官庁が違うということで、何かしらの対応が違ってくるといのはおかしいので。

【木上臨時委員】 管轄する官庁が違うと記述が違うというのは、ちょっとおかしいんじゃないかと思って。

【野川部会長】 例えばこの船員災害防止計画については水産庁も国交省も同じで、統一的に対応しているというようなことが言えれば、またいいと思うんですが。

【木上臨時委員】 それが一番いいですね。

【野川部会長】 その辺はいかがですかということです。お願いします。

【木坂船員政策課課長補佐】 事務局の木坂です。水産庁との連携に関しましては、今、田口のほうから申し上げましたとおり、この実施計画の作成に関しては、密に連携を取らせていただいて作成を進めているといったところでございます。

そのほかの施策に関連しても、水産庁さん、漁船員さんのことに関する、船員法の

適用がされている方々がたくさんいらっしゃいますので、制度の設計とか、政策の推進と
いったところの中で、個別に必要なに応じて連絡を取らせていただきながら取り組ませて
いただいているところでございますので、引き続き、今のご意見等々も踏まえて、水産庁と
国交省で何か別の動きをしているとかいったことにならないように留意しながら、対応し
ていきたいと思っております。

【野川部会長】 よろしくお願ひいたします。例によって縦割り行政の穴であるとか、
弊害であるとかいうことが出てこないように、よろしくお願ひいたします。

どうぞ、庄司委員。

【庄司臨時委員】 今に関連して、そう見ると、33ページの死傷災害の人数とか、
漁船とかわざわざ書いてある、これは船員法が適用される方のみの数なのか、そうじゃな
い数なのか、その辺がちょっと分からなくなってきましたというのと、適用されない方も入
っているのであれば、今のお話は当然全部をかぶるお話なのかなと。その辺の整理も含め
て、水産庁さんとの連携を明確にさせていただけるといいのかなと思っております。

【野川部会長】 どうぞ、お願ひします。

【田口産業保健企画官】 ありがとうございます。こちらのデータについては、船員法
111条に基づいて集計したものとなっております。対象船員の範囲は、船員法第1条に
規定する船員ということで、船員法の範囲の方となっております。

以上です。

【庄司臨時委員】 なるほど。そうすると縦割りなんですね。

【野川部会長】 分かりました。すいません、これ、議論していくといろいろとありそ
うなので、この辺で区切って。地雷を踏むような発言をしてしまって申し訳ない。

ほかにこの件について、船員災害防止対策の基本計画の11次基本計画について、ござ
いますでしょうか。

時間もございますので、先ほど田口企画官からありましたように、どうぞもし何かあり
ましたら、3月8日までに書面にて事務局までご連絡をさせていただくようお願いいたしま
す。

特になければ、次回、答申の決定に向けた議論をすることとしたいと存じます。よろし
くお願ひをいたします。

それでは、次の議題に移ります。議題2の報告事項である「船員行政のデジタル化につ
いて」、事務局よりご説明をお願いいたします。

【木坂船員政策課課長補佐】 説明させていただきます。船員政策課の木坂です。よろしくお願いたします。

資料につきましては、通し番号35ページ目からをご覧ください。

1枚めくっていただきまして、36ページ目に「船員行政のデジタル化への対応状況 概要」という見出しをつけた資料でございます。

船員行政のデジタル化に関しましては、この船員部会において昨年6月に、その方向性といったところの中で、窓口への出頭を前提としない仕組みへの変更、船員以外の者が申請等を行える仕組みへの変更、あと、関連する手続全体としてのBPR（行政手続の整理・統廃合を含む業務フローの抜本的な再構築）の実施をしていきたいと思いますといったところでの方向性をまとめていただいたと認識しているところでございます。その方向性を踏まえまして、令和7年末までの船員行政手続のデジタル化の実現に向けて、取組をこれまで実施してきたところでございます。

具体的に今、何をやっているかといったところでございますが、3点ございまして、船員システムの整備ということと、手続のBPRの実施ということ、それぞれを踏まえて関係法令等の整備に向けた検討といったところをやらせていただいているところでございます。

具体的にこれまでの船員行政のデジタル化における、船員部会においていただいているご意見と、そのご意見を踏まえた対応の方向性について、37ページ目以降でまとめさせていただいているところでございます。

大きく船員部会において、デジタル化に関するご意見としていただいたものとしては、3点グルーピングできるかなと思っております、申請手続の全般の見直し（オンライン化）ということと、あと船員の情報のデジタル化ということ、併せて、その制度・運用の見直し等、この3点に集約されるかなと思っております。

まず、1点目の申請手続の全般の見直しに関しましては、主なものとして、24時間365日の手続の受付であったりとか、窓口への出頭負担の軽減ということ。あるいは、申請書類の合理化であったりとか、オンライン化した後における支援といったところで窓口業務を継続してもらいたいといったご意見をいただいているものと認識しております。

この申請手続全般の見直しに関しましては、対応の方向性としましては、まず、24時間365日の受付に関しましては、e-Govとかオンライン申請のシステムがございしますので、そういったものを活用した船員関係手続のオンライン化を進めたいと考えており

まして、24時間365日の申請環境の整備といったものはやっていきたいと考えているところがございます。併せて窓口への出頭負担の軽減にも取り組んでいきたいと考えているところがございます。

あわせて、オンラインでの本人確認といったご意見もいただいているところがございますけれども、真に本人確認を要する手続とは何かといった部分についての絞り込みという部分の整理をさせていただくとともに、将来的なオンラインでの本人確認の実現に向けた方策についても考えていきたいと考えているところがございます。

あと、オンラインでの手数料の納付につきましても、手数料納付のオンライン化といったものを、歳入電子納付システムといったものが政府全般のものとしてございますので、そういったものも活用しながら、オンラインでの納付ができるような形というのが実現できないかということを考えているところがございます。

それ以外の、雇入契約の届出のオンライン化ということに関しましても進めていきたいと考えておりますし、申請書類の合理化も推し進めていくと。

オンライン化対応後の窓口業務の継続につきましては、様々な事業者の方、あるいは船員の方々が申請者には存在するといったことについては、十分配慮した上で対応するといったことを考えていきたいと思っております。直ちに、オンライン化したからといって、じゃあ、あしたからその窓口をなくしますといったことではないと考えていただければと思います。

続きまして、船員情報のデジタル化に関しましては、船員手帳のデジタル化と資格証書等のデジタル化、あるいはそのデジタル化した後の船員等に関する乗船履歴等の閲覧や情報セキュリティー対策の徹底といったご意見をいただいたものと認識しているところがございます。

それぞれの点につきましては、船員手帳のカード化・デジタル化を進めさせていただきたいと思っておりますし、船員証、資格証書等について電子証書での交付といった形でのことができないかということ、今まさに検討させていただいているといったところがございます。

あわせて、船員情報の閲覧で、乗船履歴とかいった部分の確認といった部分につきましては、船員カードを交付した後の乗船履歴については、国において管理・提供する方向で検討していきたいと思っております。その際には、個人情報保護の観点といったものにも十分配慮した上で、セキュリティー等々にも留意した検討をさせていただいた上で、

個人情報の保護という観点で問題ない形での提供というのをどうにかしていきたいと考えているところでございます。

あわせて、先ほどの話とつながりますけれども、システム管理する情報ごとに外部からのアクセスの可否といった部分を整理して、情報管理の必要度に応じた情報セキュリティ対策を徹底していきたいと考えているところでございます。

続きまして、38ページ目をご覧ください。制度・運用の見直しに関してでございます。各種手続の簡素化・合理化については、まさに検討を進めさせていただいているところでございます。

外国人船員の船員手帳の有効期間の見直しとして、5年を10年にできないかといったご意見をいただいていると認識しておりますが、いわゆるオレンジブックと言われるものですが、こちらについても有効期間を10年とすることはできないかといったことについて検討を進めさせていただいているところでございます。

そのほか、船内に備置きを必要としている航海日誌であったりとか海員名簿につきましては、条約の規定ということも踏まえつつ、他の書類による代替可能性の検討というのを行った上で、引き続き船内への備付けを求める必要があるものについては電子化を進めていくといったことについて、対応可能な範囲で措置していきたいと考えているところでございます。

また、ウェブページへの各種申請様式の掲載につきましては、件数の多い手続等を中心に、国交省のホームページに申請様式の電子ファイルを掲載していくということの準備を今、進めているところでございますので、こちらについては、準備ができ次第、速やかに公表したいと考えているところでございます。

あと、海のアローワークの利便性向上という部分についてもご要望を各種いただいているところでございますので、いただいた内容を踏まえつつ、順次、対応可能なものから措置していきたいと考えているところでございます。

あとは、海技資格の情報とか、海事行政情報との連携による手続の簡素化につきましては、船員行政のデジタル化だけでなく、海事局全体でDXを進めていくといったことも、併せて進めさせていただいているところでございますので、その中の情報連携の取組の中で、できる限りご要望に応じていきたいと考えているところでございます。

そういったご要望等々を踏まえた中での船員システムの構築についてでございますけれども、39ページ目をご覧ください。船員システムに関しましては、大きく3つのことに

関して対応していくシステムにしていきたいと考えておりました、まず1つ目が、手順のオンライン化に対応するためのシステムとすること、2つ目が、船員手帳のカード化に対応するためのものとすること、3つ目に、利用者の利便性向上を図る仕組みとすることといった、3つの柱に対応できるように準備していきたいと考えているところでございます。

船員手帳のカード化につきましては、今回、詳細な資料をつけておりませんが、また近々に、その中身についてどういったことを考えているか、これまでの船員部会においても、今、船員手帳に載っている情報に関しましては、できる限り一覧性を保った形で見られるようにしていただきたいといったご意見についていただいているということをしっかり受け止めているところでございますので、その方法、どういったことができるかということについても、船員手帳も、カードの中ということにとどまらず、様々な観点での検討というのを今させていただいております。その検討結果については、近日中にご報告させていただきたいと考えているところでございます。

先ほど少し申し上げましたが、船員行政のデジタル化だけではなくて、海事局全体として海事行政のDXの推進というものを進めているところでございます。

40ページ目をご覧ください。海事行政全体として、現状・課題として、アナログな行政手続であったり、情報の個別管理といったところの中で、安全性の向上であったりとか、業務効率化による生産性・利便性の向上が課題になっていると受け止めているところでございます。

今後の大きな方向性としてでございますけれども、全体的に手続をデジタル化していくということと、情報の一体管理を進めていくということと、情報提供の充実を図っていくといったところの中で、事業者の皆さんが安全な運航に集中できる環境を整えていくといったことをやっていきたいと思っております。

先ほど水産庁との連携といったお話もございましたけれども、海事行政のDXといったところの中では、右下のほうにございますが、水産庁とのデータ連携というのも視野に入れて、水産庁と国交省においてしっかりと連携を図りながら、同じ海の行政をつかさどる者ということで十分な連携を図りながら、必要な対策、政策を打っていけるようにしていきたいと考えているところでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、今回、赤字にしておりますが、委員からのご意見を踏まえた対応の方向性についてご説明させていただくところでございますが、また近々に、先ほど申し上げましたとおり、船員手帳のカード化に関する対応の部分について

てご報告させていただくということも含めて、また改めて、大分昨年6月から間が空いてしまいましたけれども、改めてこの船員行政のデジタル化に関することについて随時、システム整備状況や、船員行政のデジタル化に係る動向についてご報告をさせていただきながら、令和7年の船員行政のデジタル化に向けた準備、検討というのを進めさせていただければと、このように考えているところでございます。

船員行政のデジタル化に関するご説明は以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。ご発言は先ほどと同様に、私の指名の上で行います。それでは、本件につきましてご質問等ございますでしょうか。

遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 遠藤です。よろしく申し上げます。

今、ご説明いただきまして、デジタル化の今後の船員システムのイメージも含めて、進捗状況と申しますか、そういった方向性のお話もありましたけれども、この船員システムのDX化を進めるに当たっては、今ある船員手帳の機能が損なわれないように、今の船員手帳の機能が全て包含された中においてというのを、まず冒頭、確認しておりますので、その内容が本当に損なわれないような形で進めてきていただきたい。それから船員手帳のカード化に伴って過去の履歴、今、船員手帳を使用している方の記載されている経歴、それから、その前の船員手帳が、当然、多い方は何冊も持っているでしょうし、少ない方もおられますが、その過去の船員手帳の記載されている乗船履歴というのはどのような形で表示されるのか、または表示されないのか。その辺、どういうふうにご考えておられるのか教えていただきたいと思っております。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

【木坂船員政策課課長補佐】 ご質問ありがとうございます。まず、1点目の船員手帳で網羅されている、今、記載されている情報を、カード化した後においても網羅的に見られるような仕組みという部分をよく考えておいていただきたいといった分については、ご意見としてしっかり受け止めて、また改めてご説明させていただく際に、こういった形ではどうかといったことをお示しさせていただければと思います。

あと、2点目でいただきました乗船履歴の過去の分についてでございますけれども、ご説明させていただいたとおり、少なくともカード化した後の情報については、国において管理・提供できるような仕組みというのをしっかりやっていきたいと思っております。過

去の情報の部分についてどこまで取り上げて、それを情報として提供できるような形にできるかといった部分の知恵と工夫といった部分について、ご意見としてこれまでもいただいているということは重々承知しているところでございますので、考えていきたいとは思っているところではあるんですけども、それなりにハードルがあるということは一応お伝えしておきたいなと思っております。過去、これまでの紙の船員手帳においては、過去の分も2冊、3冊とご自身において管理いただいているというところがあって、それがご負担になっている部分もあるということは承知しつつ、今回そのシステム化を図っていくというところの中で、まず出頭が不要になっていくとか、そういったところの便益という部分を早く実現していきたいというところもございます。

そういったところの中で、こういった形であれば皆さんにとって、過去の部分を一覽で見られるというのは、これまでの船員手帳にプラスアルファの部分の利便性の向上といった部分になってくるかなと思いますので、そういった点も考慮しながら、直ちにはできないかもしれませんが、将来的にはやれる方法、こういったことだったら、ちょっと遅れるかもしれないけどこういったことができるかもとか、そういったことも含めて、同時ということにこだわらず、まさに検討させていただいて、また継続して議論させていただければと思います。

【野川部会長】 ありがとうございます。遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。船員手帳に代わるカード化がなされたところからの履歴は当然、新しく乗船される方はカード化されたもので乗船履歴として残り、それはそれで履歴のほうがカード化によって管理されていくというのは分かるんですけども、やはり船員手帳の、例えば切り替わるタイミングと申しますか、船員手帳を作って乗船したけれどもカードに変わったという、タイミングの問題もあるかと思うんですけども、船員になりはじめの方は、なかなか船員手帳の重要性と申しますか、その管理をしっかりしないといけないというようなところもあるかなと思います。というのが、これまでに船員手帳を何冊も持って、自分でしっかり管理をして当然残しているはずなんですけれども、船員手帳の徹底した管理の広報と申しますか、そういった周知と申しますか、そういったところも非常に大切になってくると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。事務局。

【木坂船員政策課課長補佐】 ご意見ありがとうございます。今いただいた点も含めて、カード化するということで、過去の情報も全部載っているというふうに思われて、過去の紙の船員手帳を捨ててしまうということも起こり得るかもしれないといったご意見かなと受け止めておりますので、実際に物が出来上がったときの周知の仕方についてもよく考えていきたいと思っております。

【野川部会長】 課長、お願いします。

【佐藤船員政策課長】 続けてで、今の履歴の点は、今やり取りされた点で、そこについてかぶせてはないんですけども、1つ全体的な、なるべく平易にまとめてで申したい、ご理解を少しいただければという点がございまして、特に船員カードに絡む分、あるいはその船員カードに入れるデータを、役所側のホストサーバーといいますか、そこで支援する部分に係るんですけど、今日のご要望とかご意見、その1、その2と2枚ございましたが、確かに個々に見ていくと、非常にベターとか、非常に望ましいというのがあるんですけども、1つは、カードが担うデータ登載みたいなものは、全部が全部そろえていくと、どうしてもシステム設計でスペックがどんどん大きくなっていった、時間とお金が非常にかかってくるというところで、遠藤委員もおっしゃられた、今の手帳でできる機能が損なわれないというのをどういう手段で、全てが電子カードで一発解決するというのだけではなくて、そこがどれぐらいのところまで合意形成ができるかというのを見ていく必要があるかなと思っております。

ちょっと懸念といいますか、少し前がかりで申し上げ過ぎかもしれませんが、少し懸念としては、オーバースペックになるとスケジュールがちょっと遅れてしまう。スケジュールが遅れると、この1枚目のところに書いてございます、24時間オンライン手続でできるものという中の一部も、船員カードの電子化とかが少しスケジュールが遅れるとその分できなくなるものとかも、本来はスムーズにこういう窓口業務みたいなものでどんどん利便を、今ちょっとアナログ的なものというのを解消するという、そのスケジュールにちょっと影響し得るかなというのと、やっぱりスペックがどんどん大きくなると、システムですので、予算がという点もちょっと出てきて、それがまたそのスケジュールにも、またその予算を追加年度で獲得するみたいなものもありますので、戻りまして、1個1個の必要性というのも見つつ、全体としてどれぐらいのところまで、この船員カード自体、電子カード自体が主として担う部分と、あるいはほかの方策、ほかといいますか、どんな手段で、様々な手段で今の機能が損なわれないかというのを担保するというのが、1つ大事かなと

思っております。

繰り返しになりますが、やっぱりオンラインでできるようになる、あるいは電子証明書なんかも出せるものになるという中の一部には、この船員手帳の実装化が、カードの実装化を図られないと、までは、実現するのがそれだけ後退してしまうものというのが出てきますので、そういう大局的な視野も持ちながら、事務局としてはやっているところでございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

木上委員。

【木上臨時委員】 木上です。ご説明ありがとうございました。

漁船の一部で、在留資格のある外国人が乗船しておりまして、特定技能だとか技能実習制度だとかを活用して住民登録もなされていますので、そういった方々への対応は可能でしょうかという質問です。

【野川部会長】 事務局、お願いします。

【木坂船員政策課課長補佐】 ご質問ありがとうございます。そういった方々がいるということは念頭に置いておりまして、外国人の方に対してこういった形で今回のカード化といった部分、それでこういった形での広報をしていくのかということについても併せて検討の中に入れて、検討しているところでございますので、その点をご心配は要らない、大丈夫かなと思います。

【野川部会長】 木上委員。

【木上臨時委員】 ありがとうございます。日本人と同等という形で日本政府が外国人を招聘しているという形になっていますので、差別、区別しないように、ひとつよろしく願いいたします。

【野川部会長】 そのようにお願いいたします。ほかにいかがでしょうか。

齋藤委員。

【齋藤臨時委員】 ご説明ありがとうございます。船員の方たちにとって、一番心配するのが、現場で混乱することであって、特に船員手帳の現在の証明機能については、重要なものでありまして、特に外地、P S Cの対応もありますし、デジタル化整備について、諸外国とのシステム共有はどのような計画で行っていくのか、聞かせていただければと思います。

【野川部会長】 いかがでしょうか。

【木坂船員政策課課長補佐】 ご質問ありがとうございます。PSCとか、海外においてその船員手帳というのは使われていて、今回、船員手帳からカード化するということを受けて、外航船に乗っていらっしゃる方とか、そういった方々が現地、各国において止められるといったことがあってはなりませんので、他国においてデジタル化を進められた事案とかいったものがございますので、そういったときに実際にどういう形で関係国に周知をされ、我々も周知を受ける側の立場になったりということもございますので、そのときのやり方といった部分を今まさに調べているところでございまして、こちらの仕様がある程度見えてきたというようなときに、我々としてはこういうスケジュールでこういった形のものに変えていくよと、各国の皆さん、びっくりしないでねと、ちゃんと日本人の、日本政府として交付しているものはこういったものだよといったことを十分理解していただけるように、我々としてもしっかり準備を進めていきたいと思っておりますので、具体的なスケジュールとか方法について、まだ整理できているわけではございませんが、ご懸念の点は重々承知しているところでございますので、船員目線に立って、必要な対応ができるように我々としても準備していきたいと思っております。

【野川部会長】 齋藤委員。

【齋藤臨時委員】 ありがとうございます。方向性的には十分理解できるお話なんですけど、現実的にこのデジタル化対応について、世界的にどれだけ対応しているかは知らないんですけど、全ての国が対応しているとは思えませんし、実施は来年の冬頃ということですから、もう全然時間がないわけであって、とすると、まず当面は、現行の手帳を廃止することはちょっと難しいんじゃないかなと思うんですが、どうなんでしょうか。

【野川部会長】 お願いします。

【木坂船員政策課課長補佐】 ありがとうございます。現実的なスケジュールといった点につきましても、これまでに実際、制度を変えますよ、こういった形でやりますよといった部分の周知期間というところにおいて、各国、そんなにたくさんの国でデジタル化したわけではないんですけども、片手で数えるぐらいになると思いますが、そういったところでやっているときには、そんなに長い周知期間を設けて、設けていなかったことによる弊害というのは発生していないのかというのは確認する必要があると思うんですけども、今このタイミングにおいて、令和7年の冬といったところから逆算したときに、周知期間として不足している状態になっているというところの認識は、現状においては持っていないです。

いずれにしても、現場として困ると、船員さんがそのカードを提出して、何じゃこりゃというふうにならないようにする必要があるということは認識しているところでございますので、現実的な外国との関係においても、我々の準備として、いつまでに何を決めて、それでちゃんと説明していかなきゃいけないのかといった部分も、ちゃんとスケジュール管理をした上で対応していきたいと思っております。

【野川部会長】 よろしく願いいたします。

ちょっと私からも。これ、船員のこの証明に関しては、IMOはもちろん、ILOの例の2006MLCでも触れていると思っておりますので、そういった国際機関、IMO、ILO等の国際機関がどのような対応をしているのかということも含めて、それほど遠くないうちにここで何らかのご報告を、ご説明をいただければと思います。よろしく願いします。

課長。

【佐藤船員政策課長】 非常に大事な、齋藤委員を含め、部会長もおっしゃられた。IMOでは、あまたの国が入るような標準的なスタンダードプラットフォームというのは、電子カードについてはまだございません。そういう意味では我が国は、どちらかというところ先を走っている国の1つになるかと思っております。

その点、齋藤委員が言われた点というのは大事な点だと思っております。そこを我々、考えていますのは、電子証書のやっぱり電子的発給、証書関係の、PSCとかの対応を考えたときに、それでほぼほぼそれを出力しておく、電子的にであれ、それでもし足りない部分とかがあれば、我々自身も今そこを詰めようとしているんですけども、やはり労働委員の、代表の委員の方とかご見識があれば、ちょっと電子証書だけではこういうところがこぼれるとかがあれば、そこは確かに大事な、場合によってはちょっと軌道修正をしなければいけない点かもしれませんので、もしご知見があれば、そこは本当にこちらとして能動的にいただきたい部分でもございますけども、本線に戻りますと、ILOもそうですが、条約で求めている資格証書の電子発給、もちろんご本人の希望によっては、この電子カードベースで紙で出力していただいてもいいんですけど、それを具有してポートステートに行った場合にはほぼほぼ足りるんじゃないかなというのを、基本認識を持った上でやっているとござります。

戻りますと、繰り返しですが、部会長がおっしゃられた国際の枠組みが今どうだといいますと、スタンダードプラットフォームが確立している、多数の国ができていうよ

うなプラットフォームはない状況でございます。それについて先進的に走ろうとしているところでございます。

【野川部会長】 木上委員。

【木上臨時委員】 木上です。漁船の場合、今のPSCの話で、漁船の場合も今、STCW-F条約の関係で批准の検討をしているところですが、基本訓練のところの訓練、能力があるかどうかの確認というのが当然なされるという中で、このカード化で、海外に入ってきてしっかりとそういったところの証明ができるような体制が必要になってきますので、その辺も検討をよろしくお願ひしたいと思います。

【野川部会長】 よろしくお願ひいたします。

では、庄司委員。

【庄司臨時委員】 ありがとうございます。庄司です。今、皆さんのお話を伺っていると、ここは仕様策定委員会ではないので、細かい仕様を詰めるところではない。けど、ユーザーとして、これはどうなるのかというのが心配だということなんだと思うんです。もちろん国交省の皆さんのほうで、デジタル化を進める皆さんのほうで、それらをできる限り網羅して、あるいは全てを網羅した上で、こういう提案をしていただいているというふうには理解しています。

ただ、先ほどの課長のお話でしたか、ありましたように、どういう形で、どこまで、いつ進めるというスケジュールと内容を、もう少しどこかユーザーが分かるような形で見せていただくと、皆さんの不安が少なくなるのではないかな、あるいは、それがどこか検討会でされているのであれば、ここを見れば分かるよというような形がないと、やっぱりどんなものがいつ出てくるんだろうではちょっと不安かなという気はします。ですので、仕様策定のほうもよろしくお願ひいたします。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。この件につきましては、これからの船員部会でも当然進捗状況、あるいは、ご要望のあった点についてのご説明があるかと存じますので、今日は大分時間もたちましたので、この辺にして、これからまた逐次よろしくご報告等をお願ひいたします。

それでは、次の議題に移りたいと存じます。議題3の報告事項である「派遣事業許可に関する報告について」、及び議題4の報告事項である「派遣事業監査実施要領の改正に関する報告について」、この2つを続けて事務局よりご説明をお願ひいたします。

【佐藤船員政策課長】 それでは、私から3と4を合わせて、これはご報告になります。お時間の都合もありますので、ご報告とさせていただければと思うんですけど、何がかと申しますと、前回の船員部会るとき、及び、あとはちょっと監査のやり方みたいなので、さらにそれを遡る二、三回前ぐらい、鈴木委員はじめ、ちょっといただいた点に対応、措置をしているというご報告になります。

まず、委員のお手元の資料3のところ、頭紙の次のページのところで、答申をいただいたところでございます。答申について、通し番号43でございますけれども、要点をかいつまみすると、「記」と書いてある下の2行目から3行目のところでございます。当該会社につきまして、前回、財務のところちょっと心もとないなというご意見とかも出ていた、ちょっと意識して申していますけど、そういう点につきまして、ここの書き方というのは事前に部会長にも簡単にはお伝えをさせていただいて、こんなトーンでというのをちょっとお伝えさせていただいていたところなんですけれども、部会長及び分科会長、海事分科会長もお務めである野川部会長の名義で交政審に答申を上げていって、交政審会長から出しているんですが、ここの議論を踏まえて、部会での議論をよく踏まえて許可運用や監査を行うことを求めるというのを入れるご答申をいただく形といたしました。

それを踏まえまして、2枚めくっていただきまして45ページ、それに対しては2つ対応しておるんですけども、そのうちの1つ目が許可書で、特にこの5番、当該会社の関係でございますけれども、5番、基準資産額及び云々というところ、やはり許可基準を遵守することと、また、今後もし遵守されていない場合はというので、許可の取消し、行政法学上でいうと撤回というほうになりますけれども、参考までに細かいことを申しますと、取消しというのは、当初時点に遡及といいますか、戻って、そもそもの許可行為を取り消すのを法学上の取消しと言っていますけれども、撤回というのはその時点で、事実認定した、判明した時点から先を取り消すということで、過去にまで遡って原行為からなくすものを取消しというんですけども、それよりはこれは撤回になるかなということなんですけど、今の細かい点は戻りまして、本線のほうに戻りますと、ここまで5番というのをしっかり書くというのは恐らく初の形で入れさせていただいたというような対応でございます。前回のこの会、ご議論がちょっとあった点。

それからもう1点は、資料の4番のほうにも含まれますので、併せてご説明をさせていただきます。資料4のほうは、お手元をめくっていただきまして、頭紙の次で48ページでございます。

これは、前回の、今ほどの許可申請事案のときにもいただきましたし、ほぼ同様のことというのを、そのさらに一、二回前にも委員からいただいた点ですけれども、ちょっとかいつまんで意識で申しますと、やはり行政庁、担当部局のほうの内規とかで、監査というのをしっかりしかるべき時期にやるというのを整理してほしいと、そういうふうにしてほしいというご意見がありましたので、それをやっているものでございます。

パワーポイントでプレゼン資料になっていますので、若干柔らかい見た目にはなっていますが、しっかりやります。ちょっとプレゼンなんで漫画っぽくなっていますけども。これまでもやってきていたものなんですけど、内規とかにおいてしっかり明確化するというものでございまして、あれこれ言ってしまっていますけど、今ほどの答申案とか、見ていただいた会社の関係でいいますと、真ん中の2番のところでもございまして、許可のときの条件、付されたものについて、その確認の監査というのを、これ、必要な時期ということになっていますけども、これは丁寧に本省のほうでその事案に応じて時期というのを運輸局に伝えていく、指示していくということで考えているところでございます。

裏を返すと、一言で何月と、例えばその許可した時期と、例えば会計年度がいつになっているかによって、何か月後というのが変わり得ますので、一言で一律万能な書き方はできないんですけれども、それを個別に本省のほうで担当運輸局のほうにしっかり、監査に入る時期というのを伝達していくということでございます。

それから、類似のものとして、内容としてはパラレルなものとしては上のものでございまして、監査に入って文書指導とかをやったもの、法令違反等があった場合には、その違反内容、これ、また違反の内容に応じて、次に入るタイミングというのは、これも先ほどと同じでございまして、一言で一律万能なものがございまして、例えば全てが半年後とか、全てが1年後あるいは3か月後となるわけではないので、こういう書き方になっていますけど、事案に応じて時期を設定して、本省のほうで指導ガイダンスをさせていただいて、しっかり再監査をする時期というのを、言い換えて、裏へ返しますと、従来ですと、内規とかでも書かれていたものもありますが、そういうときには随時とか適時と書いてあったようなものが多かったんですけど、それについてよりきめ細やかに、実施時期というものもより一歩見える化を、明確化をさせていただくというようなことで、監査の実施要領、これは年度内に発動に向けてやっていきたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。前回の部会で非常に重大な懸念が表明され

た、具体的な派遣事業の業者に関する対応について、まず具体的な、今このような形でなされているというご説明と、それから、派遣事業監査の実施要領につきまして、このように図をもってご説明をいただきました。

今の議題の3と4に関わって、今のご説明について何かご質問はございますでしょうか。
鈴木委員。

【鈴木臨時委員】 鈴木です。ご対応ありがとうございます。ただ、こんなに厳しくお願いしたつもりはないので。特に許可書の中で5番、これは今までなかった問題で、受け取った側もびっくりしていると思います。私、あのときの発言は、どちらかというの内規で、最初の決算のときに申告書か何かが出て、それでクリアしているかどうかを調べてくださいと言った程度であって、これだと何か監査がいつ入るか分からないし、いつ取り消されてしまうのか、こんなに厳しく言っていないということは、よく確認をお願いしたいんですが。厳格にさせていただいて、私たちが何を求めるかという、船員がちゃんと働いていられるかということ求めているので、会社を厳格に、厳しくするんじゃなくて、そういう環境がちゃんと保たれているかを見ていただきたい。

それともう1つ、実際問題、監査をされるというのは、今の陣容で、本当に今のスタッフの数で実際できるんですかと。例えば、内規の中とかルールで3年に1回やりますよと決めたとして、実際にできるんですかということも1つ懸念がある。だから、できないからずっと延びています、人がいないから延びていますという理由になってしまうから、もうちょっと簡便的な方法で1つできる方法がないのかとか、何かそういうこともご検討いただいて、実態、きれいごとで決めても実際ができなかったら意味がないので、何かその辺もちょっとご検討いただければと考えています。

私のほうからは以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。ございますか。

課長、お願いします。

【佐藤船員政策課長】 なるべく簡潔に。1点目は、すいません、私の説明が拙かったかもしれないんですけど、この5ポツの条件書きを入れたのは、鈴木委員がという意味ではございません。いろんな意見がありましたので、それでちょっと補正的に申しますと、この5は鈴木委員のご発言を専ら受けてという点ではないと思っておりますが、改めて今のご意見というのはよく認識したいと思います。

2点目も、おっしゃるとおりでございます。今日のこのパワーポイントには書いてい

ないんですけども、今回の内規的なものを見直すに当たって、ご指摘のようなバランスを取る部分というのを入れております。今、立案しているところで、1つは簡便化をすることと、あとは直したものの確認というのも少し効率的にできないかという点が1点と、もう1点は、やっぱりやる、やると言っても、どんどんタスクがオントップといいますか、増える方向だけだと、絵に描いた餅といいますか、こなすほうは実際こなし切れていないとなってしまうと思いますので、それに対してもう1点、どういうことをしているかといいますと、今、大体ほかの項目で、ほかでも監査に入るトリガーがあるんですが、今、記述している規定、例えば3か月とか6か月、これ、もう少し例えば休眠している事業者とか、全く事業開始していないということが、少し、もうちょっと遅めでもいいものがないかという、そこで今、負荷がかかっている部分でもう少し緩められない、時期的にはもうちょっと期間を融通できないかどうかということも併せて整理して、プラマイというのをバランスを取れるようにして、見直しをしているところでございます。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 よろしくお願ひします。許可書の記載内容なんですけれども、これは今後こういった許可書の条件といいますか、そういったもので許可していくという、その確認です。

それから、船員派遣業の更新のときなんかはこの内容に書き換えられるのかどうか、その辺を教えてほしいと思います。

以上です。

【野川部会長】 お願いいたします。

【佐藤船員政策課長】 簡潔に申しますと、事案によります。要は、この条件書きをするほどの内容かどうかという。そういう意味では、ここでご諮問したときのご審議のご意見の動向ももちろん重要な参考にはなりますけれども、そこまでの程度、比例原則というんでしょうか。ですので、全てについてこの書きぶりが入るものではなくて、恐らくは入るものは少ないかなと思ってございます。

他方で、ちょっとインフォーマルになりますけど、この後、今日かかる2件というのでも個別であるんですが、そのうちの1つは、場合によってはこの5ポツに相当するようなもの、ここもその必要性の程度、比例原則という観点で、そういうお声があればというふう

にはちょっと思っているところがございますが、やっぱり内容がその程度かどうかというところがございます。

それから、更新のときも同じく許可基準、更新のときに見ることになりますので、その許可基準に照らしてここまでする必要があるかどうかということで、多くのものについては入らないということだと思いますけど、もし同等程度の内容、必要性、今回お手元に示しているものと同じようなものであれば、入る可能性があるということがございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

齋藤委員。

【齋藤臨時委員】 この5番の表記ですが、これは新たなルールができたわけでもなく、今の規則上の当たり前の表現かなと思っておりまして、この許可基準を遵守すること。これに、遵守されていないことが判明した場合は取消しを行うことがある。当たり前のことであって、この対応は、この社に限られたものではないんじゃないかなと思いますし、これは注意を促す意味でも、必要な項目ではないかなとは思いますが、今日の審議の中にまた会社設立1年以内の実績のない会社のチェックもあるかと思っておりますので、その辺りはこの5番の表記というのはあっていいのかなとは思いますが、どうでしょうか。

【佐藤船員政策課長】 ありがとうございます。ちょっと私のはしょって伝えなかった部分があるんです。5ポツの一番前振りの部分で具体の例示を入れるかどうかというのは、その必要の程度になるかなと思っています。おっしゃるとおりで、許可基準を遵守することと、遵守しない場合はあり得るという点では新しいことではなくて、当たり前のことというのはありますね。従来も、許可基準を遵守することというのは入っていました。この5ポツ独立でこういう形ではないんですけども。

ですので、ありがとうございます、ちょっと補正する、できるご指摘をいただきましたですけど、一番前振りの基準資産額云々というところは、事案によるということになります。

【野川部会長】 ありがとうございました。時間も押しておりますが、ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと存じます。議題5の報告事項である「船員の働き方改革に関する調査（アンケート）結果について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 船員政策課の前里です。よろしくお願ひいたします。今般、当課におきまして、働き方改革に関するアンケート調査を実施いたしましたので、その結

果をご報告したいと思います。資料は資料5、通し番号50ページからになります。

まず、50ページでございますが、これは働き方改革の全体像になります。その中で、左側のほうに船員の労務管理の適正化というところでございます。こちら、船舶所有者に対しまして、船員の労働、労務管理の責任が明確化され、労務管理責任者の選任など、そういう仕組みが見直されたところでございます。

また、船舶所有者は労務管理責任者の意見を勘案いたしまして、例えば労働時間の短縮、乗り組む船舶、乗下船の時期の変更、こういったものの措置を講じるということが必要になってございまして、船舶所有者は、オペレーターに対しても運航計画の変更の意見というようなものを具申するということが義務化されたところでございます。

51ページになります。実態調査でございますけれども、今回、調査方法といたしまして、船員法の第111条の毎年10月に各事業者様から報告いただきます事業状況報告、この機会を活用いたしまして、アンケート調査を実施いたしました。そちらは474者から回答いただいたところでございます。今般、その中で内航貨物船・旅客船、外航船について結果をまとめております。

まず、52ページをご覧くださいまして、こちらで結果をまとめております。内航貨物船についてでございます。まず、左の円グラフ、こちらは船内における記録方法ということでございます。6割がエクセル、パソコン等といった、電子的に記録されているという状況でございます。また、紙での記録も4割程度ございますが、制度改正以前は紙媒体での記録がほとんどでしたので、大幅に電子化がされているという状況でございます。

また、左下にあります労働時間の確認の頻度というところでございます。制度改正によりまして、労務管理の場所が船内から陸上へと変更になりました。業務管理責任者や陸上事務所での労働時間の確認というのが重要になってくるところでございますが、その確認の頻度は、約8割の事業者が週1回以上行われているというようなことの結果となっております。

次に、53ページをご覧ください。こちらは、労務管理責任者や船舶所有者が労務管理上の措置に関する意見を述べられているかどうかということ进行调查いたしました。その結果、左の円グラフのとおり、約5割、労務管理責任者から船舶所有者へ意見を述べられたという回答がされております。また、右の円グラフ、船舶所有者からオペレーターへの意見というところも、約7割が運航計画の変更の意見を述べたと回答されております。

このように、制度改正以降、労務管理責任者から船舶所有者、船舶所有者からオペレー

ターに対して意見ができるようになったと。また、オペレーターのほうも、船員の労働時間を考慮してくれるようになったというような意見も多くありまして、労務管理への意識や環境、こちらは確実に変化しているというふうに見受けられるところでございます。

54ページは、その際にいろいろ意見がまた出ておりますので、こちらは後ほどご確認いただければと思います。

続いて、55ページになります。こちらは内航旅客船の部分です。こちらも、左の円グラフですけども、労務管理の記録方法ということでございますが、約4割、電子的に管理されていると。また、約5割が紙で記録されていると回答がありました。こちらも、従前は紙ベースでの記録が主流でしたので、電子化の傾向にあるというところでございます。

また、陸上事務所での労務時間、労働時間の確認頻度ということですが、こちら旅客船は、毎日確認するというのが6割を占め、また、週1回以上を含めると9割というように、頻繁に労働時間を確認しているという状況がうかがわれるところでございます。

56ページ、最後に外航船についてでございます。こちらの記録方法、9割が電子的な記録というところでございます。また、陸上事務所の確認については、週1回以上が8割というような回答をいただいているところでございます。

57ページは、主な意見をまとめていますので、こちら後ほどご確認いただければと思います。

以上がアンケート調査の結果になります。

今回のアンケート調査、どの船団におきましても、労働時間の管理を電子的に記録、管理する割合が高くなっていること、それからその労働時間も、8割以上の事業者において陸上事務所で週1回以上の頻度で確認されている、行われているということから、陸上における労務管理体制が着実に構築されてきているように思われます。

また、内航貨物船では、労働時間の管理はオペレーターの運航計画に大きく影響を受け、オーナーのみで解決するのは困難ということが課題でしたけども、労務管理責任者、船舶所有者がそれぞれの立場から労務管理上について意見を述べ、改善する環境が構築されてきていると思われます。

船員の働き方改革も、昨年4月の完全施行から1年を経過するところでございます。今後も機会を捉えまして、このように働き方改革の進捗状況、効果の検証等を行っていきたいと考えております。

以上、簡単ですけども、ご説明を終わらせていただきます。

【野川部会長】 ありがとうございます。本件について何かご質問等ございますでしょうか。

遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 よろしくお願ひします。ご説明ありがとうございました。通し番号の57ページと、それから、ちょっとページが戻りますが54ページ、内航貨物船のアンケートの主な意見のまとめが載っているところなんですけれども、労務管理業務の負担増になったという、悪い影響のところであんな意見が出ておりますが、よい影響のところでは船員の負担軽減につながっていると、これ、出ているんですけれども、この辺の負担軽減とそれから負担増の、せつかくアンケートを取っていますから、その辺の分析等、それから、悪い影響で出ているところを、よい影響につながるような、働き方改革につながるような取り組みをしっかりとやっていただきたいと思ひます。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

【前里労働環境対策室長】 ご意見ありがとうございます。今、ご指摘、ご意見いただきましたように、労務管理の部分で一部、過度の労務負担が是正できたというような肯定の意見と、また、その負担増というような意見も確かにあったところがございますが、それは、それぞれの事業者の立場から率直な意見かなというふうに見受けられるところがございます。

ただ、今の労務管理業務の負担増という意見についてはですけども、今般、制度改正で、例えば労務管理記録簿の作成、それから労働時間の状況に応じた労働時間の短縮とか、そういうような対応を、陸上により労務管理責任者等がそういうような細かな労務管理を行うことになったということから、このような意見があったのかと思っております。いずれも労務管理をしっかりと行われているための意見かなというふうに見受けられているところもございます。

なかなか、いろいろとしっかりと記録とかもしますと時間もかかるというところは、正直なところかと思ひますので、そういう点につきましては、今の、そういうような労務管理記録を電子的に作成するツールというのも国土交通省のホームページに掲載して、提供しております。また、民間各社でもそういうようなシステムを開発されていると伺っておりますので、そういうようなものも活用して、できるだけ事務負担の軽減を図って行っていただければと思っております。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

鈴木委員。

【鈴木臨時委員】 1点お願いなんです、また次回、船員の働き方改革に対するアンケートを取るようであれば、船員の健康確保というところでストレスチェックという項目があるんですが、この内容が実際に行われているのかどうか、その結果としてどうなのかというのを調べていただきたい。というのは、今の若者が船を離れてしまうのがどういふふうにあるのかという、どのぐらいストレスを感じているのかを知ることができるかもしれないので、そういう機会がもしあるようであれば、そういうことを意識してアンケートを取っていただければと思います。

私のほうは意見ですので、以上です。

【野川部会長】 ご意見として承りました。何か、どうぞ。

【前里労働環境対策室長】 ご意見として、ありがとうございます、承りまして、今後の調査に反映させていただく、検討したいと思います。

【野川部会長】 ありがとうございました。

1点、私から。これ、私の立場から申し上げますと、誰かから出るかと思ったんですが、出ないので申し上げますが、57ページの意見の中に、外航船のところが一番下、「残業が減り、収入が減る」というのが、「悪い影響・意見」というのに分類されて載っているんですけども、これ、ぜひご指導をいただきたいし、誤解を解いていただきたいのは、時間外、法定労働時間や法定休日以外に労働させることは犯罪となっているわけです、我が日本国では。これは、場合によっては懲役になるような犯罪なんですよね。だから、そういうことをすることで収入が増えているのに、それができないのはおかしい、悪いという、こういうような認識があるとすれば、これが大問題。これ、陸上でも、私は労働法の研究者としても口を酸っぱく言っていることですけれども、時間外、休日もきちんと取って、それで十分な収入が得られているということでなければ、犯罪的なそれに対応をしているということなんだよということを、この船員行政の中でも、これ、船員政策課はそういうことも管轄している部署でございますので、徹底していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、すいません、ちょっと興奮しまして。次の議題に移りたいと存じます。

【佐藤船員政策課長】 部会長、すいません、一言だけよろしいですか。

【野川部会長】 どうぞ。

【佐藤船員政策課長】 今の点、おっしゃるとおりで、認識をしっかりとって、前提認識をしっかりと持ちますと。

あと、遠藤委員からのところで室長が返答させていただいた、縷々返答しましたが、最後の部分が1つ大事かなと思っていまして、発言の最後です。何かといいますと、例えば通しで56の円グラフの左側、あるいはもうちょっと前の内航貨物船の52の円グラフの左側の辺りなんですけども、要は、負担軽減が結構図られているという、管理する側も、やっぱり即時的な管理システムというのがかなり出てきていまして、これ、汎用的に出てきていますので、これの導入というのを促していくというのが1つ、これが全てではありませんけど、1つの大きな解決策であろうと認識をしておいて、そういう推進というのを図っていきなと思っていまして、そういうところでございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移ります。議題6の審議事項である「船員派遣事業の許可について」でございますが、本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害するおそれがありますので、船員部会運営規則第11条ただし書の規定により、審議を非公開とさせていただきます。

マスコミ関係の方をはじめ部会関係者以外の方は、会場及びウェブ会議からご退出をお願いいたします。

非公開での審議となりますので、関係者以外の方全員が退出しないと議事が始められないため、スムーズな退出にご協力をお願いいたします。

(非公開・関係者以外退席)

【野川部会長】 前回、大変大きな議論の対象となった会社に状況が非常に似ているということで、しかるべき対応を踏まえてということになりましようか。よろしくお願いたします。

いかがでしょうか。ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、今、私が申し上げた点を前提とした上で、本日、意見を求められました諮問につきましては、「別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可について、許可することが適当である」という結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

これで、本日大変長かったんですが、予定された議事は全て終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお返しいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 次回の船員部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で、改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第168回船員部会を閉会いたします。

本日は、お忙しいところ委員及び臨時委員の皆様には、長時間にわたり会議にご出席を賜りありがとうございました。

— 了 —